

令和6年度早期退職に係る募集実施要項

令和6年11月25日
山口県教育委員会

1 目的

この要項は、山口県教育委員会の任命に係る職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、次のとおり早期退職者の募集（職員の退職手当条例（昭和29年条例第5号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

山口県教育委員会の任命に係る職員のうち、令和7年3月31日に「※勤続20年以上」かつ「45歳以上59歳以下」の者で、次の（1）から（3）に掲げる各要件のいずれかを満たす者に限る。（注1参照）

- （1）山口県教育庁及び学校以外の各教育機関においては、教職出身の職員（市町教育委員会への自治法及び要綱派遣職員並びに充て指導主事（市町教育委員会に勤務するものを含む。）、文部科学省派遣職員を含む）以外の者
- （2）市町立小・中学校においては、事務職員の者
- （3）県立学校においては、事務職員、学校栄養職員及び技術職員の者

3 募集人数

10名程度

4 募集の期間

令和6年11月25日（月）午前9時から

令和7年 2月28日（金）午後5時まで

※ 都合により募集の期間を延長する場合がある。

5 退職期日又は期間

原則として令和7年3月31日とする。

※ 特別な事情がある場合には、令和7年3月31日以外の期日についても認める。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続等

- （1）応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、募集の期間内に所属長へ提出し、所属長は当該申請書を山口県教育委員会あてに速やかに提出する。

※ 乳幼児の育ちと学び支援センター及び学校以外の各教育機関にあつては、主務課を経由すること。

※ 市町立小・中学校にあつては、市町教育委員会を経由すること。

- （2）山口県教育委員会は、応募申請書を受理後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 退職予定期日の2週間前までに通知する予定

※ 不認定になる場合は（注2）のとおり

- （3）応募申請書を提出した職員は、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書（別記第2号様式）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 問い合わせ先

【募集に関すること】

(山口県教育庁及び学校以外の教育機関の職員)

教育政策課総務管理班

電話：０８３－９３３－４５２１

E-mail：kyo_soukibosyu@pref.yamaguchi.lg.jp

(市町立小・中学校の職員)

義務教育課地域支援・人事班

電話：０８３－９３３－４６００

E-mail：gimu_soukibosyu@pref.yamaguchi.lg.jp

(県立学校の職員)

教職員課人事班

電話：０８３－９３３－４６２４

E-mail：kou_soukibosyu@pref.yamaguchi.lg.jp

【退職手当に関すること】

給与厚生課給付班

電話：０８３－９３３－２０６９

E-mail：a10300@pref.yamaguchi.lg.jp

(注１)

- (１) 勤務年数は除算期間がある。(休職期間：１／２、育児休業：１／２（平成４年４月１日以降に取得した場合は、子の一歳誕生日の前日の属する月までは１／３）、専従期間：全期間)
- (２) 次の①から④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - ① 会計年度任用職員
 - ② 非常勤職員
 - ③ 臨時的任用職員、条例により任期を定めて任用される職員
 - ④ 令和６年１１月２５日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を行った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和６年１１月２５日から令和７年２月２８日までに懲戒処分を受けた者

(注２) 応募者が次の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (１) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (２) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (３) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合